



「東本願寺涉成園 滴翠軒」

いつまでも安心して住み続けられる地域を

- | | | |
|---|------|----|
| ・2021年 年頭のごあいさつ | 大田直史 | 2 |
| ・大飯原発の設置許可を取消した大阪地裁判決の特徴と意義 | 市川章人 | 4 |
| ・市民生活は持続不可能－コロナ禍で京都市はいま－ | 上野広光 | 6 |
| ・京都自治体問題研究所にある京都戦後民主運動の資料 | | 8 |
| ・(新)連載「研究所の資料棚」(1) 京都の住民運動 第1回住民研究集会の記録 | 内野 憲 | 9 |
| ・私の本棚 書籍紹介 「学校図書館の教育力を活かす」学校を変える可能性 | 新田昌之 | 10 |
| ・(新)街角カメラ探訪(1) 「2021年を『政治の怨霊払い』の年に」 | 竹田 緑 | 11 |
| ・交流のひろば／事務局通信 | | 12 |

1
January
2021

一般社団法人 京都自治体問題研究所 発行人 大田直史
〒604-0863 京都市中京区夷川通室町東入ル 巴町80
パルマビル 2F-D

TEL:075-241-0781 FAX:075-708-7042
Email:kyoto@kyoto-jichiken.jp
HP:http://www.kyoto-jichiken.jp/



「住民と自治」1月号付録



2021年 年頭のごあいさつ

京都自治体問題研究所理事長 大田直史

新年あけましておめでとうございます。

2021年年頭にあたりごあいさつ申し上げます。

2020年は、世界がコロナ禍を体験した年となりました。新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)3条1項は、「国は、国民の生命及び健康を保護し、並びに……〔新型インフルエンザ等〕国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、……対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する」と定めています。が、国のコロナ対策は、終始、感染症学、公衆衛生学等の科学的知見を十分にふまえず、法治主義を無視し、経済活動継続を最優先したものでした。

感染拡大の徴候があった2月末、安倍首相は、新型コロナウイルス感染症対策本部で、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校を、臨時休校とすることを、休校を判断する自治体の権限を無視して呼びかけ、学校現場の混乱を招きました。7月のオリンピック・パラリンピック開催への執着にもとづく暴走的措置でした。

また閣議決定された補正予算で1兆6794億円を充てて旅行・飲食・イベント

などの需要喚起のためとして7月に開始された「Go To キャンペーン」は、第二波の感染が拡大していた時期に県境を越えた人びとの移動を促進しました。尾身茂政府分科会会長は11月末には急速な感染拡大進行地域に限定した中止を提言し、さらに12月11日医療体制が逼迫する地域が生じ始めた第三波の急速な感染拡大のなか改めて同キャンペーンの一時的停止を提言しましたが、2021年1月12日までの期間限定で全国的停止の判断を菅首相が行ったのは3日後のことでした。政府の対策は、感染拡大に対するブレーキをかけないばかりかアクセルを踏み続け、国民の「生命及び健康」の保護を放棄し、「国民経済」への影響の最小化のみを優先するものというべきです。

このようなコロナ感染拡大に対する国の無策、愚策に対して、地方自治体は認知的試行的先導性を発揮して独自の対策で住民を生命と健康を守ってきています。県内病院で感染者が発生した和歌山県では、国のPCR検査実施方針に従わず、早期発見で重症化させないため県独自の基準で検査対象を広げ、クラスターつぶしに成功していました。また、愛知県は、特措法の都道府県の権限規定を根拠として県独自の緊急事態宣言を行い、外出自粛の要請を行い、10月には「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」を制定して県独自の緊急事態宣言を發出して、独自の措置を可能とする仕組

みを設けました。地方自治体によるこのような努力によって医療崩壊を生じるような急速な感染拡大は防がれてきていたと言えますが、今日国による感染拡大防止対策の迅速な実施が必要な事態に至っていると言わざるを得ません(コロナ対策条例制定は、東京都、徳島県、長野県、千葉県、沖縄県等でも)。

コロナ禍は、新たな成長戦略であるデジタルトランスフォーメーションとその一環である行政デジタル化加速化の奇貨とされています。6月に公表された第32次地方制度調査会答申は、「目指すべき地方行政の姿」の第一に、「地方行政のデジタル化」を挙げ、具体的な取組の方向性として、デジタル行政推進法に基づく行政手続のオンライン実施の努力義務が地方自治体にも課され、マイナンバーカード活用による行政手続のデジタル化を進め、基幹系システムについては自治体クラウドによる自治体の共同利用を進め、そのためには自治体間の差異を調整して「標準化」を進めるなどしました。

7月に閣議決定された「2020骨太方針」も「デジタル化の推進は、……今後の経済成長にも資する」として「(1)次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行」、「(2)DXの推進」等を『『新たな日常』の実現』の課題としました。菅首相は、デジタル庁創設をコロナ対策も名目に自民党総裁選挙中から目玉の政策として打ち出し、2021年通常国会に法案を上程してデジタルニューディールを進めようとしています。

地方行政のデジタル化の方向性は、自治体行政のあり方を大きく変質させる危険性をはらんでいます。基幹情報システムの導入について複数自治体が共同で導入する方向性自体、地方行政の産業化・民間化をもたらします。そのための自治体間のシステムの差異の調整、法令による行政事務の標準化が計画されており、それらは地方の独自の工夫に対して制約を課すこととなります。情報システムを中心とする自治体間の「連携」は、やがて情報以外の事務の共同実施の基盤となって個々の自治体の団体自治を否定する「圏域」行政に通じる危険性をはらんでいます。

さらに、取組の方向性では、官民が協力して、相互のデータの利活用や、公共データのオープン化等によるデータ利活用環境の充実も言われており、自治体が保有する住民情報をオープンデータとしてデータ連携基盤に提供していくことが想定されています。自治体が法律に先行して条例を制定して創りあげてきた個人情報保護の制度が無とされる危険性があります。行政のデジタル化が、地方自治を否定する方向で進められることのないよう注視していく必要があります。

変数には不確かさが伴う。推定値にすぎないからである。そこで審査基準では、安全のため地震規模を大きく見積もることを求めており、これを「不確かさの考慮」という。先ほどの856ガルは「不確かさの考慮」を含んだ値である。

一方、経験式で求めた地震規模は平均値であり、実際にはばらつきがある。平均値を超える地震があり得るため、ここでも地震規模を大きめに想定すべきであり、これを「ばらつきの考慮」という。

■ばらつきの考慮が欠落した違法審査

しかし、856ガルにはばらつきの考慮は含まれていなかった。ばらつきの度合いは標準偏差 σ (シグマ)で表される。入倉・三宅式のデータでは 1σ だけ大きい地震規模は2.41倍になる。もっと大きい地震もあり得るが、原告は、最低でもこの規模に見積もって、加速度を1.34倍の1150ガルにすべきだと主張した。これに対し国は、「不確かさ」によって「ばらつき」は考慮されていると抗弁した。

同じ断層面積でも地震規模がばらつくのは、活断層に作用した外力のちがいを客観的な個性による。これと推定の不確かさとは異質である。規制委員会自身が審査ガイドで不確かさとばらつきを別々に規定し、説明文書も出している。

自らの作った規定や説明を駆使され、追い詰められた国は、裁判長にも促され、渋々ばらつきを考慮した計算をした。ところが、結果は812ガルであり、元の856ガルのままで問題はないと主張した。姑息にも、ばらつきを認める代わりに不確かさを外した数値を出したのである。

2つの規定をわざと混同し、審査に誤りはないと強弁する国は断罪された。

■原発推進の不合理と我われのたたかい

裁判の結果、第一に、全原発が同様の審査で認可され、耐震安全性に疑いがあること、第二に、規制委員会が、「国民の安全最優先」で「高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない」という「誓い」と「使命」を投げ捨てていることが明白になった。

大阪地裁の判断枠組みは最高裁が伊方原発の判決(1992.10.29)で示した内容に沿っている。最高裁は、原発の安全性に関する判断の適否を争う訴訟では、①審査基準に「不合理性がある」、あるいは②審査過程に「看過し難い過誤、欠落がある」場合に、規制委員会の判断が不合理で「違法」とすべきことを示した。今回、原告は①も争ったが、大阪地裁は②に焦点を当てて断罪した。

我われは、規制委員会が定めた新規制基準や原子力災害対策指針などの国基準が、原発の稼働及び事故の容認を前提にした不合理なものであることを糾弾して、政策変更を迫り原発廃止を求めている。

裁判は、国基準の枠内であっても大打撃を与えた。全原発で、認可取消し、審査やり直し、工事追加などを迫られることになれば、原発固執政策は破綻する。

一方、原子力災害対策指針の不合理性は、自治体の災害対策計画・避難計画に及んでいる。しかし、自治体に法や国基準を超えた対応を求めることは困難であり、それを考慮した迫り方が必要である。住民を守る責務を負う自治体に、その責務を徹底して果たすよう求め、住民を守り切る確信がない限り原発を認めないという立場に立たせること、国に政策変更を要求させることが重要であろう。

市民生活は持続不可能—コロナ禍で京都市はいま—

上野広光（京都市職員労働組合書記次長）

このままでは年を越せない

コロナ禍での異常事態

11月24日、下京区にある畑鐵工所前に京都総評参加の組合旗がならんだJMITUの争議支援行動。年末一時金が一月にも満たない想像しがたい提案がコロナ禍のなか現実に民間企業の労働者に突き付けられています。

いま、新型コロナウイルスの影響による経済危機は、市民生活や生業に猛威をふるっています。新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止めは、厚生労働省が把握しているだけで7万5千人にのぼります。

中小零細企業の経営も深刻です。右京民商が行った「新型コロナの影響に関するアンケート調査」には1ヶ月間で105通の回答があり、「コロナ禍の収束が長引いた場合、廃業を検討する可能性はあるか」の問いに33%が「ある」と回答。衝撃が走っています。

「このままでは年を越せない」市職労新聞の取材からも悲痛な声が寄せられています。京都市の支援施策は必須です。その予算措置のために、国からの自治体への交付金や補助金は欠かせません。

市民税減免制度廃止の衝撃

コロナ前よりフリーランスを推奨する働き方改革の一環として、減免や減税対象を拡大する国の税制改正が行われています。コロナ禍で市民生活が危機的な状況にあるいま、消費税減税・廃止など実効ある税制改正が求められます。

一方で、京都市は国の法改正に乗じて、個人市民税制度の見直しを9月の市議会で提案。利用者に多大な影響が及ぶ危険があるとして継続協議となりましたが、11月

の市議会で可決（日本共産党のみ反対）しています。その内容は、市民負担を強いる税制改悪そのものです。

市民税には所得に応じた「所得割」と、一律に課せられる「均等割」の2種類があります。京都市は、戦後まもない1951年に、生活困窮者救済措置として、所得額が一定の基準以下のために「所得割」がかからない人に対して、「均等割」も免除する「所得割失格者減免」と、所得金額などの合計額が50万円以下の人に対しては「少額所得者減免」を創設しています。その市の独自の制度を廃止するというのです。

この減免措置の廃止は、『非課税世帯を対象とした福祉事業の給付が受けられなくなる』、『定額の利用料金や利用者負担額が上昇する』、『自己負担上限額が上がる』など、生活が困難で福祉事業を必要とする市民に対して厳しい追い打ちをかける危険な内容を含みます。

減免措置の廃止で影響を受ける事業対象は子どもから高齢者まで57事業にのぼり、推定4万5512人も市民に影響が及ぶとされます。京都市は経過措置を検討しますが、2024年から実施するとしています。市民への負担増を強いることは許されません。

国の税制改正と市の減免制度の“見直し”は、まったく別次元のものです。では、市の減免制度の廃止という発想はどこからきているのでしょうか。

持続不可能な新自由主義の地方自治改革

京都市は2001年に財源不足を理由に「財政非常事態宣言」を出しました。

京都市基本構想（2001年～2025年）の第1期基本計画から、財政改革計画を位置づ

け、財政削減のためのプランを進めています。

財政改革は、門川大作市長の前任である榊本頼兼市長時代から、職員削減や給与カットをメインに進められてきました。門川市政になると、財政改革の刃は『共汗—京都市版「自助、共助」』というかたちで、市民に向けられました。具体的には、職員削減を前提に業務を廃止、縮小、公務の仕事の民営化・移管・独立行政法人化をすすめました。

2009年には、当時の民主党政権がふるった事業仕分けを地方自治体にもちこんで、「財政改革有識者会議」を設置。弁護士や大学教授など外部委員をキャスティングして、京都市が想定するとおりの内容で行財政改革の方向性の提言が出されるという仕組みをつくりました。

この有識者会議において、職員削減とともに、民営化の推進、福祉施策の縮小や廃止を議論。いま問題が表面化している敬老乗車証や学童う歯対策事業を見直しの対象としてあげました。上述してきた市の減免制度廃止もこの頃から議論がされていました。

同じ構図にあるのが現在の「持続可能な行財政審議会」です。門川大作市長がすすめてきた行財政改革の計画（京プラン）が2020年度で終わるため、2021年度から2025年度までの5年計画を立てるための審議会にあたります。市民税減免制度の廃止は、この審議会でも議論されている計画を先取りするものでした。

民間委託の弊害は市民生活に深刻な影響を及ぼしています。

「持続可能な行財政審議会」は、建前は新型コロナウイルスを理由にしますが、その内容は、市民にとって求められる必要な施策は議論せず、新型コロナウイルスを口実にしながら財政難を全面において、市民負担を強い

る財政削減を煽っています。

新型コロナウイルス感染症拡大など、市民に苦難が強いられる状況でも、門川市政にとっては、なんら厭わない。それが市民に負担を強いる行財政改革の内実です。

門川大作市長はまぎれもない惨事便乗型資本主義経済を地で行く新自由主義的構造改革論者であり、そのスタンスで地方自治改革を遂行しようとしていると言えます。

私たちが対決するものと対峙するもの／

私は、2008年から京都市職労の書記として務めています。2008年の門川市政の1期目に、月例給据え置きとした人勸を無視して、財政危機を理由に京都市独断で賃金カットを強行しました。そしてアメリカ発の世界恐慌、リーマン・ショックを皮切りに、その年の瀬、派遣切りが横行し、年越し派遣村の運動が起きました。

京都市職労は、自身の賃金カットのみに捉われていた運動に対して反省し、「住民の繁栄なくして自治体労働者の幸せはない」という民主的自治体労働者論の立場から何をなすべきか議論し、市民生活の危機に目を向けて「カウンター越しに市民に向かうのではなく、カウンターを越えて市民の中へ」というスローガンを掲げ運動を展開しました。

リーマン・ショックや東日本大震災など日本の経済構造が大きく揺らぐ事態で、いったいどれくらいの人が京都市に救われたという実感を持っているのでしょうか。いま、情勢が酷似するとき、その市民の実感と、市職労が紡ぎ出したスローガンは私たち自身に突き付けられているように感じています。市民も職員も尊厳ある暮らしや働き方ができるよう運動に取り組んでいきます。

写真、資料・冊子、蔵書、定期刊行物

京都自治労連・京都府職労連・京都市職労からの委託事業「京都戦後民主運動 歴史資料アーカイブ事業」。既に戦後から概ね2000年までの400枚の写真を京都研のHP上に掲載しています。今回、事業の前段作業として、京都研究所にある写真、資料・冊子、蔵書、定期刊行物の整理を行いました。下記のとおりです。

整理したのは研究所にあったものについてです。各地域、各分野でご活躍の会員のみなさんのお手元には、多くの貴重な資料・冊子等があると思います。こんな資料・冊子があるが研究所の方で保存できないか、してほしいなどの要望があれば、事務局にご連絡ください。スペース的に、財政的に、人的に限りがありますが貴重な資料等の保存に努めます。

◇800枚の写真

新たな400枚ほどの写真について、撮影年月日、場所、何の写真かなどを精査中です。順次HP上にUPしていきます。

◇800の資料・冊子

京都府政、京都市政をはじめとした府内各自治体にかかる調査・研究活動の成果物、府内各地・各分野の住民運動の資料・冊子、首長選挙の記録、各団体の年史・年表など、京都研究所に保存されていた約800近くの資料・冊子の整理を行い、項目別にまとめた一覧表を作成しました。年度内にはHP上にUPする予定です。

◇800冊の蔵書

京都研には、地方自治の各分野の行政論にかかる書籍が、自治体研究社発行を主に約800冊が蔵書されています。今回、蔵書一覧表も作成しました。HP上にUPする予定です。

◇定期刊行物

- ①「住民と自治」（月刊：自治体問題研究所発行の会員向け雑誌：1964年1月号（1号）～2020年12月号（692号）（29・42・43・66・208欠））
- ②「くらしと自治 京都」（月刊：京都自治体問題研究所の所報：1978年6月号（1号）～2020年12月号（488号）（60・86・285・286号欠））
- ③「京都自治研究」（年刊：京都自治体問題研究所発行の研究誌：2008年6月（1号）～2019年9月（12号））
- ④「自治と分権」（季刊：自治労連地方自治研究機構発行：2000年10月（1号）～2020年8月（80号）（1・2・57・64・76欠））
- ⑤「京都民報・縮刷版」（週刊：京都民報社：縮刷版1号（1961年・1号）～38号（2005年・2215号）（3・23・24・27・30欠）、2006年からは年1枚のCD版（2006年・2216号～）

新連載「研究所の資料棚」コーナーを開始しました 皆さんからの投稿 歓迎です

研究所にある写真・資料・冊子を主にして、簡単な内容紹介、エピソードなども含めて紹介するコーナーです。池田事務局長が写真を中心に紹介してきました「今を読み解く一枚」シリーズ（2017年10月号から2020年12月号まで26回）の続シリーズとの位置づけで、研究所にある資料・冊子等を主に紹介していきます。みなさんのお手元にある写真、資料・冊子等についてでも結構です。とりあげた資料・冊子等の写真1枚、字数1200字、毎月10日締め切りです。

京都の住民運動 第1回住民研究集会の記録

内野 憲(京都自治体問題研究所・理事)

京都自治体問題研究所にとって最初出版物で、B6版186Pです。1976年7月に発行されました。第1回住民研究集会の報告書です。



第1回住民研究集会は、住民・自治体関係者・研究者の共同センターとしての京都自治体問題研究所の設立(1976年5月8日)の設立記念事業として、1976年5月29日～30日、京都府立大学に68団体370名の参加で開催されました。

研究集会では、10分科会(①教育、②保育、③社会福祉、④衛生医療、⑤農業、⑥中小企業・重税・高物価、⑦まちづくりと開発、⑧公害、⑨文化・スポーツ、⑩同和行政・自治体の機構と財政)で、府内各地・各分野から42課題の住民運動が報告され、その教訓と課題が交流されました。

本書には、真田是氏の基調報告「暮らしと地域を取りまく情勢と京都における住民運動」と、上記10分科会ごとに、分科会のまとめ、問題提起、各報告が整理されています。

本書のあとがきには、「(京都自治体問題研究所は)今後も、京都の民主的自治建設の事業に寄与するために、住民研究集会をはじめ、各分野の調査・研究活動をすすめる、その成果を広く府・市民に普及してまいりたいと思っています。」との決意が表明されています。

今に生きる決意です。頑張りましょう。

その後の京都府内の各地・各分野の住民運動がまとめて報告、紹介されている冊子等として、下記のものがあります。

◇「ストップ・ザ・環境破壊 京町衆のまちづくり運動(交流集会記録集)」(発行：1987年6月(推測)、京都の開発・環境問題を考える住民運動交流集会実行委員会、B5版200Pの冊子)。第1回(1985年1月)、第2回(1985年11月)、第3回(1986年11月)の交流集会で報告された中から、3分野30課題の住民運動が各団体からの報告として収録されています。

◇「京都破壊に抗して 市民運動20年の軌跡」(発行：2007年6月、木村万平著、A5版384P、かもがわ出版の本)。1985年頃から始まったバブルの時代の、京都市域における山なみ、まちなみ破壊に抗した20年間の京都市民の運動のほとんどについて、その概要、運動の経過が詳細に記述されています。「住環境を守る・京のまちづくり連絡会」に結集した運動のそのほとんどにかかわってきた著者の渾身の力作であり、京都市域における住民運動の貴重な資料です。

◇「京の自然保護とまちづくり」(発行：1996年3月、京都弁護士会公害対策・環境保全委員会、A5版165P、京都新聞社の本)。1970年12月に発足した京都弁護士会公害対策委員会(現公害対策・環境保全委員会)の1995年9月18日までの25年間の活動報告です。京都府内各地の開発・環境問題にかかる7分野・23問題の住民運動が取り上げられ、問題の概要と法律専門家の立場から発出された意見・提言などが紹介されています。

「学校図書館の教育力を活かす」学校を変える可能性

発行者 公益社団法人 日本図書館協会 著者 塩見昇 2016年 11月 1600円＋税

12月5日、「第11回京都の学校図書館・公共図書館の充実を求めるつどい」が開催されました。今年の「つどい」では、「コロナの中での京都府内の図書館」というテーマでの交流を行いました。私は、京都自治労連の担当者として、第1回から実行委員会にかかわってきました。

第2回(2011年)と第7回(2016年)の記念講演を行っていただいたのが、塩見昇先生です。この本は、第7回のつどいの際に購入しました。

塩見先生は、京都市の出身で、京都市立乾小学校の6年生の時に学校図書館をつくる提案をされたそうです。朱雀高校出身で、現在も京都市内に暮らしていらっしゃいます。1960年に京都大学を卒業し、大阪市立図書館に入職、労働組合活動にも参加されたようです。その後、大阪教育大学で教職に就かれ、2005年から2013年まで、日本図書館協会の理事長を務められました。

「住民と自治」12月号で、「図書館の未来を考えるー住民自治と図書館の役割」との特集が組まれました。貴重な特集でした。また、岡山市の学校司書の方が、「いらっしゃい！学校図書館です」の連載をされていますが、12月号では、「自然災害を防ぐ」という学習で、新聞の見方や活用についての学習の話も興味深く読ませていただきました。

さて、書籍の紹介です。この本では冒頭、図書館法では、自治体に対して、公立図書館の設置を義務付けていないが、学校

図書館法では、「学校には、学校図書館を設置しなければならない」(第3条)と設置を義務付けている、ということが指摘されています。また、2014年の学校図書館法の改正で、「学校司書」が法制化されました。そこに至るまでの歴史も紹介されています。そして、なぜ、学校図書館(図書室でなく)が必要なのか、学校図書館の教育力とは何か、①学習資源の選択可能性、②体系的組織的なコレクション、③相談・援助の仕組み、④図書館ネットワーク、⑤資料情報の再構成と発信、⑥知的自由、プライバシーの尊重、⑦生涯学習の育成といった7項目をあげ、具体事例を示しながら、学校図書館の役割、重要性、可能性を記述されています。そして、これからの学校づくりにとって、学校図書館の役割が大きいと、期待を込められています。

ちなみに、私は岡山市の出身であり、学校図書館に正規職員としての司書の方がいる環境で大きくなりました。しかし、京都府内の学校司書の配置は、中丹や丹後ではほとんど進んでいません。南部でも、複数校に勤務、1校専任でも週15時間とか、まだまだ不十分です。

しかも、専門職として位置づけられておらず、賃金水準も低いのが現状です。引き続き、皆さんと一緒に運動していきたいと思います。



新しく「街角カメラ探訪」と称して、京都の街角を彩る場所・店・人等を探訪していきます。

さて第1回目は季節柄新しい年を迎える号ということで、来年の干支である「牛」にちなんだ神社を訪れました。



文子天満宮

学問の神様として受験生に人気の菅原道真を、最初に祭ったとされる「文子天満宮」。

東本願寺の東にひっそりとたたずむ「文子天満宮」は、菅原道真の乳母をつとめていた巫女が多治比文子が、道真の死後のお告げを聞き、北野の地に建てるほど力がなく、自分の家の庭に小さな祀もうけたものです。



多治比文子像

和歌や漢詩、彫刻などにも秀でた菅原道真は、政治家としても天皇の側近として活躍。右大臣にまで出世を果たしますが、政治の主導権争いの謀略により、太宰府に左遷され失意のうちに亡くなります。その後、道真を陥れた人々が不慮の災



「天神信仰」発祥の碑

いに遭い、地震災害、農作物の不作など政治経済の混乱と天変地異が続き、道真の怨霊のたたりではと、道真の霊を祀る天神信仰がおこり、その最初の天満宮とされています。

また牛は菅原道真をお祀りする天神社の神使とされています。道真公は845年乙丑の生まれで、亡くなった903年2月25日が丑年の丑の日にあたります。そのほか牛との逸話も多く、丑は道真公を祀る天神社の神使となったそうです。

政治権力の争いや歪みの犠牲者は、平安時代の昔から今日に至るまで、無くなる様相がありません。

時を現在に移すと、災害やコロナ禍という災いのなか、時の政権は「自助・自粛信仰」の精神論で、庶民の命や暮らしを二の次にしてるようです。

2021年は、事実と科学と言論の力で、政治・行政の「自助・自粛信仰」を一掃させる年にしたいものです。



文子天満宮の牛みくじ

まい研(まいづる市民自治研究所)第16回総会

11月14日、まい研の総会が開かれました。2005年11月に発足して15年になります。総会では、JMU商船建造撤退、パーム油発電所誘致断念、文庫山の移転有料化、ゴミ処理値上げ問題など舞鶴の現状や課題などが話し合われました。今後、舞鶴市財政分析、図書館問題、水道問題などの勉強会を中心に調査・研究活動が行われます。(まい研ニュース第161号より)

書籍紹介

話題の新刊

介護の危機をのりこえるために

検証 介護保険施行20年

介護保障は達成できたのか

芝田英昭 編著

A5判・並製カバー・248頁/定価(本体2200円+税)

[執筆者] 芝田英昭・河合義興・服部万里子・井口克郎・日下部雅喜・森周子・金浜垣・鈴木森夫・藤原るか(執筆順)

コロナ禍のなか、自治体はどう予算を編成するのか

新型コロナ対策と自治体財政

緊急アンケートから考える

平岡和久・森 裕之 著

A5判・並製カバー・144頁/定価(本体1500円+税)



命の水を守るために。新版出来!

水道の民営化・広域化を考える

●尾林芳匡・渡辺卓也 編著

A5判・並製カバー・196頁/定価(本体1700円+税)



元気な高齢者を増やし、地方が抱える難問を解決する!

長寿社会の地域公共交通

移動をうながす事例と法制度

西村茂 著

A5判・並製カバー・218頁
定価(本体2000円+税)



京都自治体問題研究所で扱っています。
ご購入希望はご連絡ください。

92th ツキイチ土曜サロン

- ・開催日 1月16日(土)
- ・時刻 14:00~
- ・場所 京都自治体問題研究所
- ・報告 藤井 功 さん

<今月の本>

岩波新書「虚偽自白を読み解く」

(浜田寿美男、2018年8月、968円)

無実の人が罪を自白し、犯行内容を語ってしまう、そしてかつての自白を撤回する。体験したものにしかわからないその過程はどういうものか。足利事件、狭山事件、袴田事件(清水事件)、日野町事件を実例に、虚偽自白を見抜き、むしろ、冤罪の温床にもなってきた自白という人証を逆手に取り、無罪を勝ち取る道筋を示す(岩波書店)。

お気軽にご参加下さい

土曜サロンは、参加自由、事前申込不要。終了後、参加者による気軽なワンコイン懇親会を行っています(1月は懇親会は中止します)。

手のひらに憲法プロジェクト

URL <http://www.pocketkenpo.com>

<ポケット憲法のお申込み>

Mail info@pocketkenpo.com

TEL 075-211-1161

FAX 075-708-7042

●会費及び「住民と自治」誌購読料納入のお願い

☆当研究所では6月と12月に会費及び「住民と自治」誌購読料の納入をお願いしております。

☆2021年3月までの「納入お願い文書」を参照に、ご入金よろしく申し上げます。

